

日向市特別融資制度 実施要領

令和7年4月発行

1 目的

この要領は、日向市特別融資制度要綱（日向市中小企業特別融資制度要綱、日向市小規模企業特別融資制度要綱）に係る細目を定め、本制度の事務処理の適正化を図ることを目的とする。

2 融資条件

（1）対象事業者（居住地・事業所所在地について）

① 個人

- ・日向市民であること。
- ・ただし、設備資金においては、日向市内に設置するものに限るものとする。

② 法人

- ・本社もしくは支社・支店が日向市内にあること。
- ・ただし、設備資金においては、日向市内に設置するものに限るものとする。
- ・また、支社・支店が日向市内にあることによる融資申込については、支社・支店を日向市税務課に登録※している法人に限るものとし、市の発行する「所在証明」を添付資料として提出すること。

※登録 日向市税務課に支店設置を「法人（設立・変更）等申告書」により届け出ること

表：市融資制度の対象範囲

個人の場合

	運転資金	設備資金
市内居住かつ市内営業	○	○※
市内居住かつ市外営業	○	×
市外居住かつ市内営業	×	×
市外居住かつ市外営業	×	×

法人の場合

	運転資金	設備資金
市内本社	○	○※
市外本社かつ市内支社・支店	×	△※
市外本社かつ市外支社・支店	×	×

※設備資金は市内に設置する設備に限る。

△支社・支店等を日向市へ登録（市税務課に法人設立・変更等申告書で届出）している場合に限る

③ 県信用保証協会において取り扱う保証対象業種に該当する業種であること。

※利用できない業種

農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種

④ 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録期間の取引停止処分を受けていないこと。

⑤ 創業して1年以上経過していること。ただし、個人事業主として1年以上経過し、法人化してまもなく申請するなど、事業として1年以上経過している場合対象とする。

(2) 資金使途

日向市税を財源とする融資制度であるため、中小企業支援の融資として市民の理解が得られる支援（融資）内容であることが求められることから、対象資金・対象外資金を次に定めるとおりとする。

① 共通事項

対象外：再生可能エネルギー固定価格買取制度（太陽光発電等）を活用する事業資金

② 運転資金

対 象：原材料の購入資金、給与の支払い資金、商品仕入れ・買掛支払の決済資金、土地・建物等の賃借料、つなぎ資金、借換資金※等

※借換資金については、県信用保証協会の保証が付いた借入金に限り対象とする。

この場合、別紙・資金使途表兼借換計画書を添付して市へ申請すること。

対象外：県信用保証協会の保証が付いていない借入金返済のための資金、オートローン、税金支払いのための資金

③ 設備資金

対 象：設備（機械、装備、事業用車両（下記条件に拠る）、工具、器具、備品など）の購入・補修等の資金、店舗・事務所等の新築・増改築

対象外：土地、住宅、日向市外の事業所への利用を目的とする設備資金、投機目的の資金、その他当該設備が申請者個人の生活の用に供されると判断されるもの（設備購入の目的、事業内容等により判断する）。

また、事業用車両の購入については以下の条件に拠るものとする。

・国産車であること。

・分類番号（ナンバー）が 3、5、7 は対象外とする。

・装備品は、事業活動上必要なものに限るものとし、事業活動と関わりが薄いと思われるもの及び高額なものについては、その装備品の必要性を明確に説明可能なものに限り融資対象として認める。

※上記条件の対象外となる車両について、当該車両でなければ事業が成り立ち得ないと市が判断する場合には対象と認める場合がある。

(3) 融資限度額

① 1 企業者につき、中小企業特別融資制度と小規模特別融資制度の合計で 1,000 万円以内とする。

② 小規模企業特別融資制度については、既存の保証協会の保証付き融資残高との合計が 2,000 万円以内であること。

(4) 融資期間

① 120 か月以内とする。ただし、3 か月間の据置期間を置くことができる。

② 償還方法は一括償還または分割償還とする。

(5) 貸付利率（令和7年度）

- ① 中小企業特別融資制度については2.0%。（責任共有化制度の対象外の融資については1.8%とする）
- ② 小規模企業特別融資制度については1.8%とする。

3 取扱い金融機関

(1) 取扱い金融機関は次の表のとおりとする。

金融機関名	支店名
宮崎銀行	日向支店 日向東支店 財光寺支店 都農支店
宮崎太陽銀行	日向支店 財光寺支店 日向北支店 都農支店
鹿児島銀行	日向支店
高鍋信用金庫	日向支店 財光寺支店 都農支店

4 申請手続き

(1) 必要書類は下記のとおりとする。

必要書類	通数	備考
日向市特別融資制度申込書	1	
資金使途表 兼 借換計画書	1	
日向市特別融資に係る承諾書	1	
信用保証依頼書	1	
信用保証委託申込書	1	
保証人等明細	1	
申込人（企業）概要	1	「前回同様」と記載する場合、前回のコピーを添付
完納証明書（原本）	1	・市役所市民課取扱い ・発行から3か月以内のもの ・法人の場合、代表者の完納証明書は不要 ・本社が市外にある法人の場合は、日向市内の事業所該当分の完納証明を添付すること ・転入・法人設立時期の都合により証明書が取得できない場合、そのことが客観的に判断できる資料（住民票・所在証明等）を添付すること
その他必要な書類	1	下記※を参照

※下記の事項に該当する場合は、上表に掲げた他にもそれぞれ次の書類を提出すること。

- ・設備資金の申し込み
…有効期間内の見積書（1部）
- ・法人としての申込であって、本社が市外にある場合
…日向市内に存する支社・支店の所在証明書（1部）※市役所市民課にて取得

(2) その他

- ・信用保証依頼書の「金融機関所見」欄については、最近の業況、取組方針、事業計画等を具体的に記入すること。

※別紙で県信用保証協会へ提出している詳細資料がある場合は、当該資料の添付で可。